



令和 8 年 2 月 27 日
大臣官房技術調査課
道路局国道・技術課
国土技術政策総合研究所

令和 8 年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定

～第三次担い手 3 法の全面施行を踏まえ 担い手確保・生産性向上等に取り組みます～

国土交通省では、実態調査等に基づき、必要に応じて、直轄土木工事・業務に適用する積算基準等を改定しています。

今般、令和 8 年度から適用する新基準等として、担い手の確保のための働き方改革・処遇改善、公共工事に従事する者の労働環境の改善や円滑な施工体制の確保など、現場実態を踏まえた各種改定を行います。

なお、これらの新基準等は、地方ブロック発注者協議会等を通じて、全国の都道府県・政令市に情報提供する予定です。

詳細は、別紙及び参考資料をご参照ください。

【問合せ先】

国土交通省 代表：03-5253-8111

大臣官房技術調査課 直通：03-5253-8221

大臣官房技術調査課 参事官グループ 直通：03-5253-8120

道路局国道・技術課 直通：03-5253-8498

<土木工事関連>

工 事 全 般：大臣官房技術調査課 企画専門官 谷口（内線 22353）

土木工事共通仕様書等：大臣官房技術調査課 課長補佐 富岡（内線 22352）

標準歩掛・機械等損料：大臣官房参事官(イノベーション)グループ 課長補佐 下田（内線 22436）

ICT・積算基準類：大臣官房参事官(イノベーション)グループ 課長補佐 阿久根（内線 22427）

施工パッケージ型積算：国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究センター

社会資本システム研究室 主任研究官 櫻井（直通：029-864-2677）

<電気通信関係（工事・業務）>

大臣官房参事官(イノベーション)グループ 課長補佐 岩田（内線 22429）

<鋼橋積算基準関係>

道路局国道・技術課 課長補佐 北田（内線 37865）

<業務関係>

大臣官房技術調査課 課長補佐 柴田（内線 22333）

<機械設備関係（工事・業務（点検・整備））>

大臣官房参事官(イノベーション)グループ 課長補佐 塩入（内線 22422）

1. 直轄工事等における主な積算改定項目

(1) 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

1) 建設業における多様な働き方の実現に向けた支援（参考資料 1 ページ）

地域の実情や現場の状況等により、多様な働き方が求められている状況を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現を目指してまいります。なお、これまで実施してきた週休 2 日の取得に要する費用の計上等による試行は完了とします。

また、多様な働き方の一環として、「猛暑対策サポートパッケージ」に基づき、猛暑対策を支援してまいります。（参考資料 2 ページ）

2) 一般管理費等率の改定（参考資料 3 ページ）

最新の当社経費の実態を反映し、一般管理費等率を改定します。

引き続き、適正な利潤が確保されるよう実態調査を継続していくとともに、公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、賃金・労働時間等の実態調査の取組を強化してまいります。

(2) 公共工事に従事する者の労働環境の改善

1) 現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充（参考資料 4 ページ）

より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充当を強化（「現場環境改善費」（率計上）の 100%を上限に設計変更）します。【猛暑対策サポートパッケージ関連】

2) 快適トイレの費用計上の拡充（参考資料 5 ページ）

最新の調査実態を踏まえ、上限額を見直しします。（57,000 円/基・月）

また、更なる現場環境改善を推進する観点から、上限基数を撤廃します。

(3) 移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定（参考資料 6～8 ページ）

資材基地等から現場への移動時間を適切に反映できるよう、令和 4 年度に調査表の全面見直しを実施しました。

令和 7 年度は、トンネル工事や砂防工事等においても現場移動等により作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られたことから、令和 8 年度の歩掛改定に反映しました。

また、建設機械を日々回送して使用する工種において、実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られたことから、歩掛改定に反映しました。

更に、建設現場の作業管理として行われている作業休止時間が増えたことにより実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られたことから、歩掛改定に反映しました。【猛暑対策サポートパッケージ関連】

(4) 施工規模に応じた標準歩掛(小規模歩掛等)の設定(参考資料 9、10 ページ)

標準歩掛の適用可否の判断がしやすいように適用範囲及び施工方法などを詳細化しました。また、維持修繕等に関係する工種で小規模施工を考慮して歩掛改定に反映しました。

2. 円滑な施工体制の確保

(1) 大規模災害の被災地における復興係数・復興歩掛(参考資料 11～14 ページ)

令和 6 年能登半島地震(石川県内)の被災地においては、工事における作業効率の低下が確認されたことから、実態調査結果を踏まえ、歩掛の日当り標準作業量の補正(復興歩掛)を新たに設定します。

その他、平成 23 年東日本大震災(岩手・宮城・福島県内)、平成 28 年熊本地震(熊本県内)の被災地においても、実態調査結果を踏まえ、間接工事費の補正(復興係数)や歩掛の日当り標準作業量の補正(復興歩掛)を設定します。

(2) 品確法を踏まえた災害協定に基づく労災保険等の積算

保険料については、品確法に適合した保険契約実績が少ないことなどから、当面は受注者(または契約予定者)から当該保険料に関する見積りを徴収し、現場管理費に上乗せ計上することで積算に反映するものとします。

3. 共通仕様書等の改定

(1) 工事関係

土木工事共通仕様書(案)、土木工事施工管理基準及び規格値(案)、写真管理基準(案)、電気通信設備工事共通仕様書について、各種基準類の改定等を踏まえ、一部改定します。

また、品質管理基準及び規格値(案)について、現行の舗装工事の品質管理手法に加えて、現場の省力化が図れる新たな手法を規定します。

(2) 業務関係

測量業務共通仕様書(案)、地質・土質調査業務共通仕様書(案)、土木設計業務等共通仕様書(案)、電気通信施設設計業務共通仕様書について、各種基準類の改定等を踏まえ、一部改定します。

4. その他の現場実態を踏まえた改定等

(1) 土木工事関係

1) 土木工事標準歩掛の改定（参考資料 15、16 ページ）

<新規制定【7工種】>

- ①鉄筋工、②土のう工、③防塵処理工
- ④橋梁補修工（塗装塗替足場工）
- ⑤橋梁補修工（高力ボルト当て板鋼桁補強工）
- ⑥トンネル補修工 断面修復工（左官工法）
- ⑦トンネル補修工 剥落防止対策工（可視繊維シート接着工）

<使用機械、労務等の変動による改定【8工種】>

- ①鋼管・既製コンクリート杭打工（鋼管ソイルセメント杭工）、
- ②場所打杭工（ダウンザホールハンマ工）、
- ③ニューマチックケーソン工、④仮橋・仮栈橋工、⑤仮囲い設置・撤去工
- ⑥切削オーバーレイ工（ICT）、⑦道路除雪工、⑧架設支保工

<移動時間を考慮した改定【6工種】>

- ①濁水処理工（一般土木工事）
- ②地すべり防止工（ふとんかご）、
- ③トンネル補修補修工 ひび割れ補修工（低圧注入工）、
- ④トンネル工（NATM）〔発破工法〕、
- ⑤トンネル濁水処理工、⑥伸縮装置工（鋼製）

<建設機械の回送時間を考慮した改定【1工種】>

- ①トンネル工（NATM）仮設備工（防音扉工）

<作業休止時間を考慮した歩掛の改定【1工種】>

- ①路上路盤再生工

<資材の搬入制約を考慮した歩掛の改定【1工種】>

- ①P C 橋架設工

2) 施工パッケージ型積算関係の改定（参考資料 17 ページ）

<使用機械、労務等の変動による改定【4工種】>

- ①機械土工（土砂）〔ブルドーザ掘削〕、②機械土工（岩石）掘削
- ③機械土工（土砂）〔床掘〕（ICT）、④捨石工

<移動時間を考慮した改定【4工種】>

- ①排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）、②笠コンクリートブロック据付工
- ③半たわみ性（コンポジット）舗装工
- ④トンネル漏水対策工【面導水、線導水、導水樋】

3) 市場単価の一部廃止 (参考資料 18 ページ)

以下に示す市場単価 3 工種については、良好な取引が行われたデータの収集が困難になってきていることから、市場単価方式による単価設定を廃止します。なお、鉄筋工、ガス圧接工は「土木工事標準歩掛」に移行します。

- ①鉄筋工、②ガス圧接工、③軟弱地盤処理工

(2) 鋼橋製作 (参考資料 19 ページ)

鋼橋製作工の歩掛について、製作現場等の実態を踏まえ、改定します。

(3) ICT (参考資料 20 ページ)

小規模工事を対象に、これまでのハードルが高かった 3 次元建設機械による施工に、2 次元建設機械による施工など簡易な ICT 技術活用を加えた要領を新たに整備します。

(4) 新技術基準類の制定 (参考資料 21 ページ)

新技術積算基準類 (特記仕様書記載例、積算基準 (機械損料含む)、施工管理基準) について、新規制定【10 技術】

- ①建設用 3 D プリンティング、②パワーブレンダー工法 (横行施工)、③トモロボ
- ④吸水性泥土改質材「ワトル」、⑤法面設置点検用階段・非常階段、
- ⑥碎石メッシュかご「かご楽」、⑦ハレーサルト張り出し歩道、⑧クマンツメ、
- ⑨ロードライン マーキュリー ドライサポート工法、⑩橋梁用埋設型排水柵

(5) 電気通信設備積算基準

実態調査の結果を踏まえ、光ケーブルを共通仮設費の対象とします。

(6) 機械設備積算基準

実態調査の結果を踏まえ、既存制定工種の歩掛を改定します。

また、法改正及び技術基準類との整合を目的に既存制定工種の一部を改訂します。

1) 機械設備工事積算基準の改定【一般共通、1 工種】

実態調査の結果、現行の積算基準と乖離等が見られたため改定します。

- ① 一般共通のうち新設工事輸送費
- ② 消融雪設備におけるポンプ据付のうち機械経費

2) 機械設備点検・整備積算基準の改訂【一般共通、1 工種】

法改正及び技術基準類との整合を目的に改訂します。

- ① 一般共通 共通仮設費のうち派遣費、宿泊費

② トンネル換気設備・非常用施設のうち標準点検工数

(7) 建設機械等損料（参考資料 22 ページ）

実態調査を踏まえ、建設機械等損料算定表を改定します。

(8) 設計業務等標準歩掛

1) 歩掛の改定（参考資料 23～33 ページ）

実態調査の結果を踏まえ、UAV レーザ測量、地すべり調査、道路予備設計（A）（B）、橋梁定期点検業務の歩掛を改定します。また、道路トンネル定期点検業務について、新規歩掛として策定します。

2) 熱中症対策（参考資料 34 ページ）

工事における猛暑対策サポートパッケージについて、建設コンサルタント業務等においても一部導入を行います。

3) その他

旅費交通費の率を用いない積算の運用、モノルールによる現場内小運搬の積算方法について、令和 8 年度から検討します。

諸経費動向調査についても、調査手法の見直しを令和 8 年度から検討します。

また、令和 8 年度から新たに建設コンサルタント業務等においてスライド制度（業務スライド）を試行導入します（R7.12 公表済）。（参考資料 35 ページ）

(9) 維持・修繕工事の積算等における留意事項（参考資料 36 ページ）

維持修繕工事における積算等の改善方策について、受発注者アンケート及びヒアリングを踏まえ、維持・修繕工事の適切な積算の実施等に向けた留意事項をとりまとめました。

適用スケジュール（参考資料 37 ページ）

「1.(1)1)」、「1.(2)2)」、「4.(4)」の改定内容については、令和 8 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事から適用します。（個別に適用時期を示しているものは除く）

「1.(1)2)」、「1.(2)1)」、「1.(3)～4.(3)」、「4.(5)～(9)」の改定内容については、令和 8 年 4 月 1 日以降に入札書提出締切日が設定されるものから適用します。（個別に適用時期を示しているものは除く）

ただし、「1.(1)2)」、「1.(2)1)」、「1.(3)～(4)」、「2.(1)」、「4.(1)～(3)」、「4.(5)～(8)1)」については、令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の間に入札書提出締切日が設定されるものを対象として、契約後に改定内容に基づいた変更をすることができます。

令和8年度 国土交通省 土木工事・業務の積算基準等の改定

国土交通省

大臣官房技術調査課

大臣官房参事官グループ

道路局 国道・技術課

国土技術政策総合研究所

社会資本マネジメント研究センター 社会資本システム研究室

1.(1)1) 建設業における多様な働き方の実現に向けた支援

- 直轄工事における試行を通じて、建設業は完全週休2日を含む週休2日が可能な業界であることを確認。
- 他方、地域の実情や現場の状況等により、多様な働き方が求められている状況を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現を目指していく。

※直轄土木工事は「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」等による試行は完了とし、多様な働き方の実現を支援してまいります。

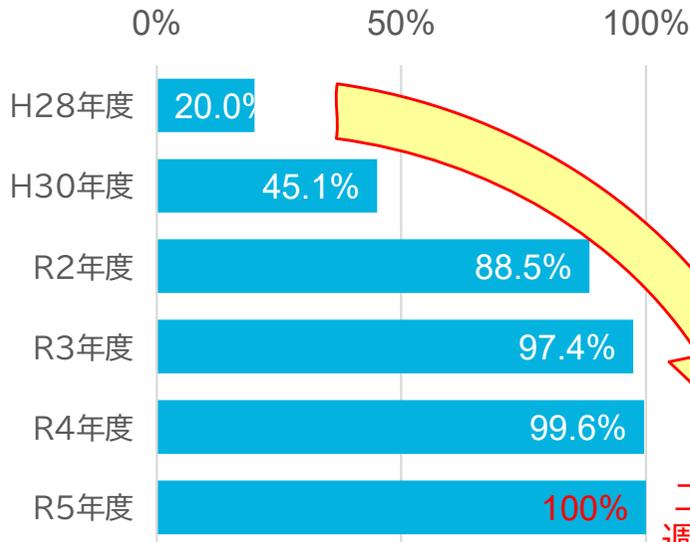
これまでの週休2日の推進と今後の働き方のあり方

H28～R5
週休2日の取組の拡大

R6～R7
週休2日の質の向上

R8～
多様な働き方の実現

週休2日工事(工期全体)の実施率(直轄)



工期全体の
週休2日達成

R6～
月単位の週休2日制を推進
R7～
週単位の週休2日制を含む
多様な働き方を推進

月単位・週単位の週休2日が
達成できることを確認

週休2日としての働き方

気候(猛暑対策等)を踏まえた働き方

変形労働時間制を適用した柔軟な働き方

ICT・DX等を活用した効率的な働き方

担い手の多様化に合わせた働き方

【概要】

- 建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
- 猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
- 施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

(1-1) 猛暑期間を回避した工事発注

- ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
- ・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定

(1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

(1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

- ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

(1-4) 猛暑時間の施工回避

- ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

(1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2~1-4とセット)

- ・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

(1-6) 適切な設計図書を作成

(1-7) 労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

(2-1) i-Construction 2.0の推進

- ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

(2-2) 作業環境の改善

- ・個社毎の取組(定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等)
- ・技術開発の促進(SBIR制度による支援に向けた公募実施)【新規】
- ・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

(3-1) 熱中症対策に係る経費

- ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

(3-2) 直接工事費

- ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

(4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】

- ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

(4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】

(4-3) 好事例の横展開【新規】

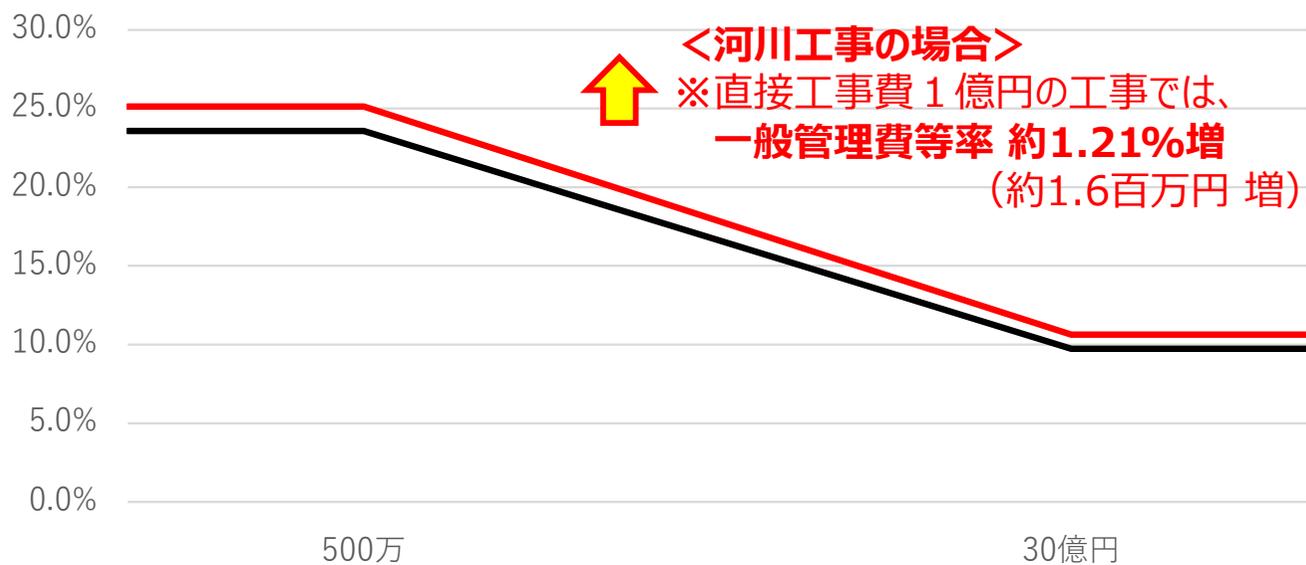
中長期的な課題への対応

- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

1.(1)2) 一般管理費等率の改定

- 最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費等率を改定。
- 引き続き、適正な利潤が確保されるよう実態調査を継続していくとともに、公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、賃金・労働時間等の実態調査の取組を強化していく。

一般管理費等率の改定



【現行】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
23.57%	$-4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101$	9.74%

【改定】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
25.13%	$-5.21826 \times \text{LOG}(C_p) + 60.08343$	10.63%

C_p : 工事原価(円)
 ※前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

1.(2)1) 現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充

【猛暑対策サポートパッケージ関連】

- 昨今の建設業を取り巻く状況を踏まえ、実施する内容を見直し。
- より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充当を強化。

現行

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備 2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設 4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実 6.環境負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舍の快適化 3.デザインボックス(交通誘導員待機室) 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連施設および厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2.盗難防止対策(警報機等)
地域連携	1.完成予想図 2.工法説明図 3.工事工程表 4.デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5.見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6.見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7.パンフレット・工法説明ビデオ 8.地域対策費等(地域行事等の経費含む) 9.社会貢献

計上費目ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を実施

対象額:Pi	現場環境改善費率:i(%)	
	大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=56.6 \cdot Pi^{-0.174}$ $i=39.9 \cdot Pi^{-0.201}$
	5億円を超える場合	1.73 0.71

+

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

改定

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.昇降設備の充実 2.環境対策の充実 3.ICT設備の充実 4.作業負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舍の充実 3.現場休憩所の充実(交通誘導員待機室含む) 4.衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設の充実 2.盗難防止対策 3.健康関連施設の充実 4.野生生物・害虫対策
地域連携	1.広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2.見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 3.社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4.現場景観向上(美装化・デザイン看板等)

計上費目ごとに1内容ずつの合計4つの内容を実施

対象額:Pi	現場環境改善費率:i(%)	
	大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=45.9 \cdot Pi^{-0.175}$ $i=32.5 \cdot Pi^{-0.202}$
	5億円を超える場合	1.38 0.57

+

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の100%を上限とする。

1.(2)2) 快適トイレの費用計上の拡充

- 平成28年度より、直轄工事において快適トイレの原則化を実施。
- 最新の調査実態を踏まえ、上限額を見直すとともに、更なる現場環境改善の推進の観点から、上限基数を撤廃。
(設置基数は、現場毎に必要な性を協議の上、決定)

快適トイレの標準仕様

1. 快適トイレに求める機能

- ①洋式（洋風）便器
- ②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚（耐荷重を5kg以上とする）

2. 付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

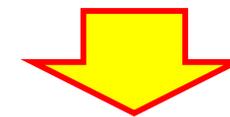
3. 推奨する仕様、付属品

- ⑫便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ⑬擬音装置（機能を含む）
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

快適トイレの費用計上（1基あたりの上限額）

	単位	R2年度
快適トイレ	円/基・月	51,000
ハウス型トイレ	円/基・月	102,000

※男女別で1台ずつ計2台まで計上可



	単位	R8年度
快適トイレ	円/基・月	<u>57,000</u>

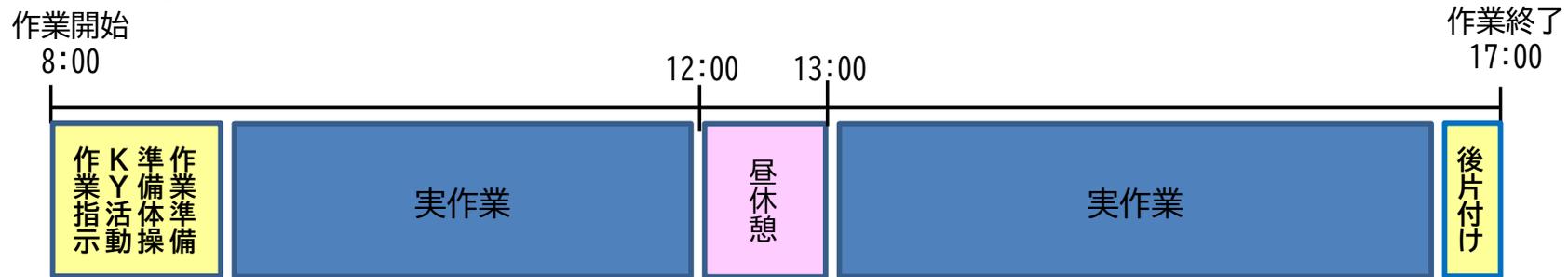
※設置基数は、現場毎に必要な性を協議の上、決定
 ※ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限り、
入口別に57,000円/基・月上限まで計上可能。

1.(3) 移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

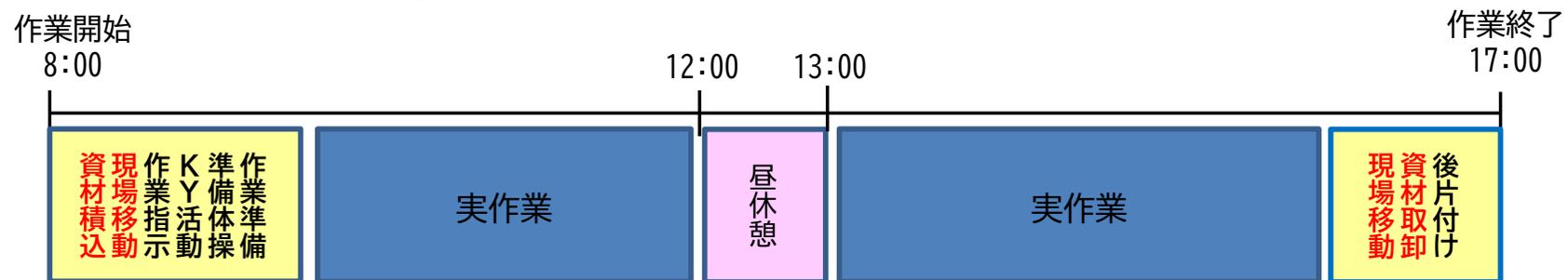
時間外労働の上限規制対応【移動時間を考慮した歩掛の改正】

- KY活動や準備体操、現場内の移動時間や後片付け等は一日の作業時間（就業時間）に含まれており、標準歩掛においても適切に反映されている。
- 路上工事など常設の作業帯が現場に設けられない工事において、別途設けられた資材基地から現場への移動時間を適切に反映できるよう、令和4年度に調査表の全面見直しを実施。
- 令和7年度は、路上工事だけでなくトンネル工事や砂防工事等においても同様の傾向が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間を踏まえた作業時間（イメージ）



路上路盤再生工など11工種で、現場移動等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。 ⇒ R8年度歩掛改正に反映

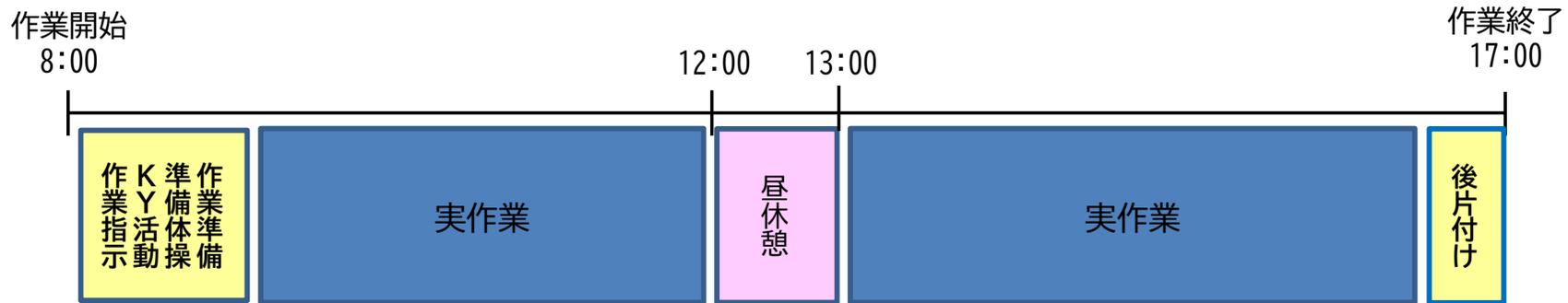
半たわみ性（コンポジット）舗装工、伸縮装置工（鋼製）、トンネル漏水対策工、濁水処理工（一般土木工事）、地すべり防止工（ふとんかご）、路上路盤再生工、トンネル濁水処理工、トンネル工（NATM）[発破工法]、トンネル補修補修工（ひび割れ補修工）低圧注入工、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）、笠コンクリートブロック据付工、

1.(3) 移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

時間外労働の上限規制対応【建設機械の回送時間を考慮した歩掛の改正】

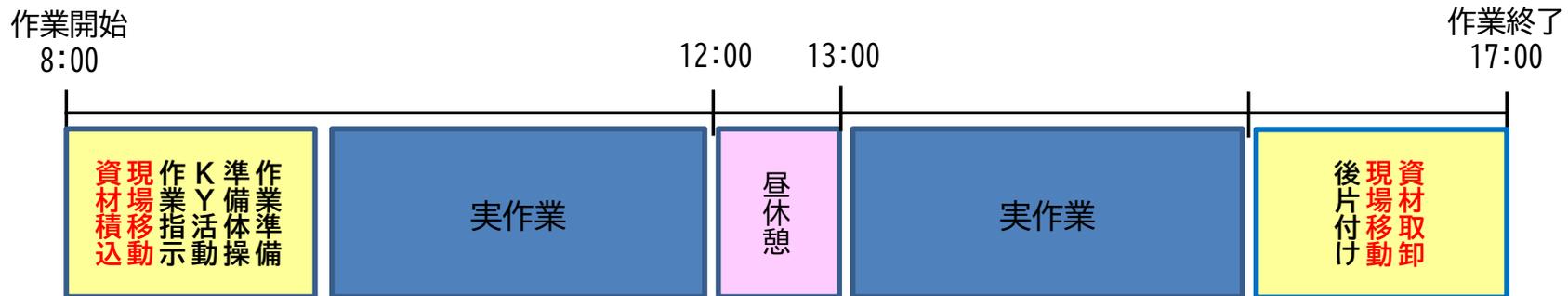
- 令和6年度より、建設機械を日々回送して使用する工種において、日当たり施工量に変動が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間の増加により変化した作業時間（イメージ）

※日々回送する移動式クレーン



移動式クレーンを日々回送している3工種において、クレーンを用いた作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。 ⇒令和8年度歩掛改正に反映

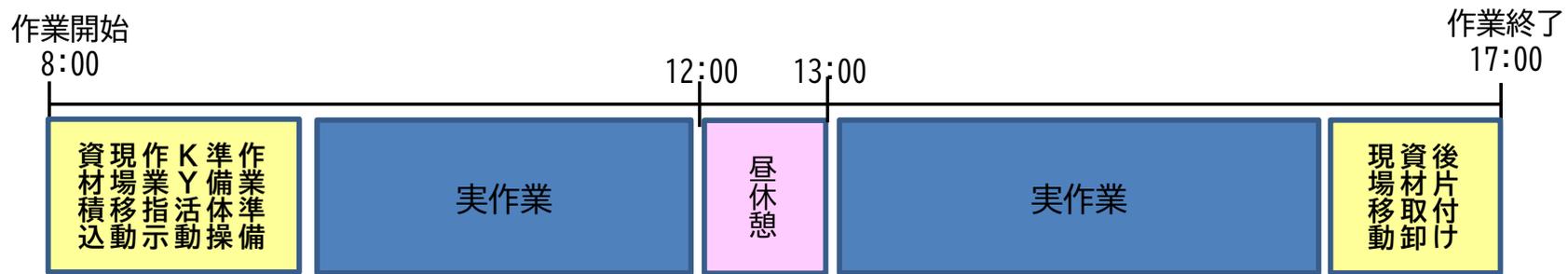
トンネル工（NATM）仮設備工（防音扉工）、PC橋架設工（架設機械据付・解体）、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）

1.(3) 移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

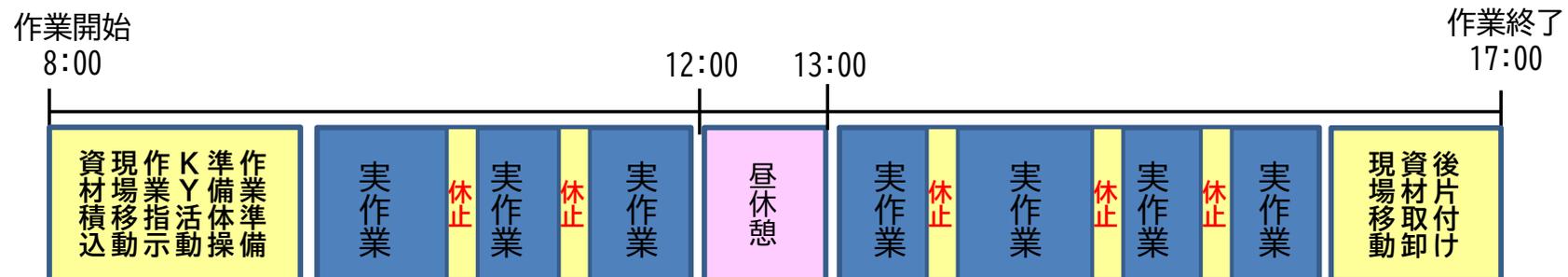
作業休止時間を考慮した歩掛の改定

- 建設現場の作業管理として行われている**作業休止時間（振動作業対策、腰痛予防対策や熱中症予防対策など）が増えた**ことにより、実作業時間に減少している傾向が見られたため、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■作業休止時間・手待ち時間を踏まえた作業時間（イメージ）



鉄筋工や仮囲い設置撤去工など**6工種**で、作業休止時間等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。⇒R8年度歩掛改正に反映

鉄筋工、仮囲い設置撤去工、土のう工、路上路盤再生工、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）、笠コンクリートブロック据付工

1.(4) 施工規模に応じた標準歩掛(小規模歩掛等)の設定

- 土木工事標準歩掛の使用にあたって、積算者が適用可否の判断をしやすく適用範囲及び施工方法などを詳細化。

土木工事標準歩掛 『13章 道路維持修繕』 ④ 道路打換え工 の例

1. 適用範囲

本資料は、維持修繕アスファルト舗装工のうち、舗装版とりこわしから舗装までを急速施工する現道打換え工事に適用する。ただし、交差点内の施工を含みかつ従道路側の交通規制を伴う交差点部の施工に際し、交差点部を小規模に分割し施工する場合は、当該交差点部分のみ別途考慮する。

舗装版とは、コンクリート層及びアスファルト層を総称している。

1-1 適用出来る範囲

- (1) 日当り平均作業量が50m²以上420m²以下の場合

小規模施工の場合で、標準歩掛を適用せず、別途考慮すべき現場条件を記載

標準歩掛が適用出来る施工規模を記載

1-2 適用出来ない範囲

- (1) 急速施工（舗装版とりこわしから舗装までを1日で完了する施工）ではない場合
- (2) 舗装版破碎工（舗装版のとりこわし及び掘削積込）のみを施工する場合
- (3) 排水性舗装、シックリフト工法、QRP工法等を施工する場合

標準歩掛が適用出来ない範囲を記載

1. (4) 施工規模に応じた標準歩掛(小規模歩掛等)の設定

○ 維持修繕に係る工種 (トンネル補修工) 等で小規模施工を考慮した歩掛の制定、改定。

○トンネル補修工 断面修復工(左官工法)

新規

【工法概要】

トンネル覆工コンクリートの劣化により欠落した部分や、欠落はしていないが劣化因子を含むかぶりコンクリートをはつり取った後、金コテ等で断面修復材料を塗り付け、仕上げる工法。

【課題】

- ・施工箇所が点在しており、各作業段階で段取替えや機材搬入等が発生するため、施工規模に関わらず一定の作業手間が必要となっている。



【小規模対応】

- ・トンネル当りの**施工規模(修復延べ体積)**により適用する歩掛を区分分けし、少量の場合の実態を反映
 - ①延べ体積が 0.1m^3 以下の場合：一律の歩掛
 - ②延べ体積が 0.1m^3 を超えの場合： 0.1m^3 当り歩掛×修復延べ体積

【施工状況】



コンクリートはつり作業



断面修復(左官)作業

○トンネル補修工 ひび割れ補修工(低圧注入工法)

改定

【工法概要】

コンクリート構造物の劣化により、ひび割れした部分に圧縮空気、ゴムやバネの復元力などを利用して加圧できる専用器具を用いて、樹脂系あるいはセメント系の材料を注入して補修する工法。

【課題】

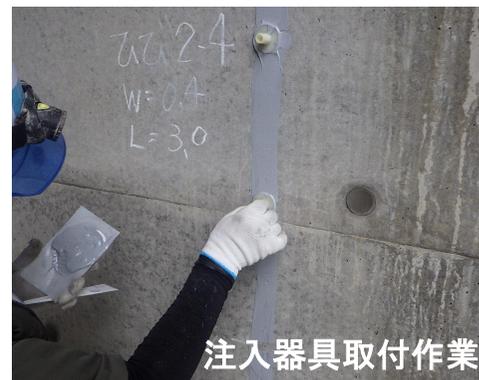
- ・施工箇所が点在しており、各作業段階で段取替えや機材搬入等が発生するため、施工規模に関わらず一定の作業手間が必要となっている。



【小規模対応】

- ・トンネル当りの**施工規模(補修延べ延長)**により適用する歩掛を区分分けし、少量の場合の実態を反映
 - ①延べ延長が25m以下の場合：一律の歩掛
 - ②延べ延長が25mを超える場合：10m当り歩掛×補修延べ延長

【施工状況】



注入器具取付作業



注入材注入作業

2. (1) 大規模災害の被災地における復興係数・復興歩掛(石川県)

- 大規模な災害の被災地では、機材の調達が難航すること等による間接工事費の増大や、資材やダンプトラック等の不足から作業効率が低下している実態を踏まえ、復興事業の円滑化を目的に復興係数・復興歩掛を導入。
- 石川県内（中能登・奥能登地域）においては、施工効率低下が確認された土工及びアスファルト舗装工に対し、復興歩掛を導入。（中能登・奥能登地域のみ補正）
- 今後、直轄事業による本復旧完了状況や実態調査結果を踏まえ、期限や補正率の見直しを検討。

石川県内（中能登・奥能登地域）における令和8年度の復興歩掛

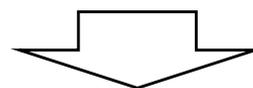
		石川県内（中能登・奥能登地域）
発災年月日		R6.1.1
復興歩掛 歩掛の日当たり 標準作業量を 補正	適用時期	R8.4.1
	対象工種	土工・アスファルト舗装工
	補正率	土工：標準作業量を20%低減 アスファルト舗装工：標準作業量を10%低減

2. (1) 大規模災害の被災地における復興係数・復興歩掛(岩手・宮城県)

- 大規模な災害の被災地では、機材の調達が難航すること等による間接工事費の増大や、資材やダンプトラック等の不足から作業効率が低下している実態を踏まえ、復興事業の円滑化を目的に復興係数・復興歩掛を導入。
- 岩手・宮城県内においては、第2期復興・創生期間が令和7年度で終了することから、復興係数は終了。
- ただし、令和8年度に限り、暫定措置として復興係数相当の補正を行い、変更を猶予。

岩手・宮城県内における令和8年度の復興係数

		岩手・宮城県内
発災年月日		H23.3.11
復興係数 間接工事費を 補正	適用時期	H26.2.3
	対象工事	直轄土木工事
	補正率	共通仮設費：1.2 → 1.0 現場管理費：1.1 → 1.0



(ただし、令和8年度に限り暫定措置として、共通仮設費：1.3
 猶予時(令和6年度)の補正值を適用 現場管理費：1.1)

2.(1) 大規模災害の被災地における復興係数・復興歩掛(福島県)

- 大規模な災害の被災地では、機材の調達が難航すること等による間接工事費の増大や、資材やダンプトラック等の不足から作業効率が低下している実態を踏まえ、復興事業の円滑化を目的に復興係数・復興歩掛を導入。
- 福島県内においては、福島県の復興に重点が置かれた第3期復興・創生期間が令和8年度以降も継続されることから、復興係数は維持。
- ただし、実態調査結果を踏まえ、復興係数引き下げの猶予を終了。

福島県内における令和8年度の復興歩掛

		福島県内
発災年月日		H23.3.11
復興係数 間接工事費を 補正	適用時期	H26.2.3
	対象工事	直轄土木工事
	補正率	共通仮設費：1.5 → 1.3 現場管理費：1.2 → 1.1

2. (1) 大規模災害の被災地における復興係数・復興歩掛(熊本県)

- 大規模な災害の被災地では、機材の調達が難航すること等による間接工事費の増大や、資材やダンプトラック等の不足から作業効率が低下している実態を踏まえ、復興事業の円滑化を目的に復興係数・復興歩掛を導入。
- 熊本県内においては、調査結果では他地域との乖離は見られないものの、令和7年8月豪雨災害の影響を注視するため、令和8年度に限り、復興係数・復興歩掛の変更を猶予。
- なお、次年度については、令和8年度の実態調査結果を踏まえ、対応。

熊本県内における令和8年度の復興係数・復興歩掛

		熊本県内
発災年月日		H28.4.14
復興係数 間接工事費を 補正	適用時期	H29.2.1
	対象工事	直轄土木工事
	補正率	共通仮設費：1.0（R8に限り変更を猶予し1.1を適用） 現場管理費：1.0（R8に限り変更を猶予し1.1を適用）
復興歩掛 歩掛の日当たり 標準作業量を 補正	適用時期	H29.2.1
	対象工種	土工
	補正率	土工：補正なし （R8に限り低減措置の変更を猶予し、10%低減を適用）

4.(1) 1) 令和8年度 土木工事標準歩掛の改定

1. 土木工事標準歩掛 【24工種】

(1) 新規制定：7工種

- ①鉄筋工 ②土のう工 ③防塵処理工
- ④橋梁補修工（塗装塗替足場工） ⑤橋梁補修工（高力ボルト当て板鋼桁補強工）
- ⑥トンネル補修工 断面修復工（左官工法） ⑦トンネル補修工 剥落防止対策工（可視繊維シート接着工）



鉄筋工



土のう工



防塵処理工



橋梁補修工
(塗装塗替足場工)



橋梁補修工
(高力ボルト当て板鋼桁補強工)



トンネル補修工 断面修復工
(左官工法)



トンネル補修工 剥落防止対策工
(可視繊維シート接着工法)

道路維持修繕工事に関する歩掛を新たに4工種制定

※⑤⑥⑦は、小規模施工の歩掛区分を設定

4.(1) 1) 令和8年度 土木工事標準歩掛の改定

1. 土木工事標準歩掛 【24工種】

(2) 使用機械、労務等の変動による改定：8工種

- ⑧鋼管・既製コンクリート杭打ち（鋼管ソイルセメント杭工）
- ⑨場所打杭工（ダウンザホールハンマ工）
- ⑩ニューマチックケーソン工
- ⑪仮橋・仮栈橋工
- ⑫仮囲い設置・撤去工
- ⑮切削オーバーレイ工（ICT）
- ⑱道路除雪工
- ㉓架設支保工



鋼管ソイルセメント杭工



ニューマチックケーソン工



道路除雪工

(3) 移動時間を考慮した改定：6工種

- ⑬濁水処理工（一般土木工事）
- ⑭地すべり防止工（ふとんかご）
- ⑰トンネル補修工
- ひび割れ補修工（低圧注入工）
- ⑲トンネル工（NATM）〔発破工法〕
- ⑳トンネル濁水処理工
- ㉔伸縮装置工（鋼製）

(4) 建設機械の回送時間を考慮した改定：1工種

- ㉑トンネル工（NATM）仮設備工（防音扉工）

(5) 作業休止時間を考慮した歩掛の改定：1工種

- ⑯路上路盤再生工

(6) 資材の搬入制約を考慮した歩掛の改定：1工種

- ㉒P C橋架設工



トンネル工（NATM）〔発破工法〕



P C橋架設工

2. 施工パッケージ関係歩掛 【8工種】

(1) 使用機械、労務等の変動による改定：4工種

- ①機械土工（土砂）〔ブルドーザ掘削〕 ②機械土工（岩石）掘削
- ③機械土工（土砂）〔床掘〕（ICT） ⑤捨石工



捨石工



トンネル漏水対策工

(2) 移動時間を考慮した改定：4工種

- ④排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）
- ⑥笠コンクリートブロック据付工
- ⑦半たわみ性（コンポジット）舗装工
- ⑧トンネル漏水対策工【面導水、線導水、導水樋】



排水構造物工
（鉄筋コンクリート台付管）



笠コンクリートブロック据付工

「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」の公表

施工パッケージ型積算方式の理解向上に資するため、施工パッケージ標準単価の代表機材規格のうち、**代表機械規格及び代表労務規格の参考数量（積算単位当りの労務の人工数や機械の運転日数等）**を「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」として、**国土技術政策総合研究所HPに掲載**（令和8年3月公表）。

(https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm)

4.(1)3) 市場単価の一部廃止について

- 以下に示す市場単価3工種については、良好な取引が行われたデータの収集が困難になってきていることから、市場単価方式による単価設定を廃止します。
- 鉄筋工、ガス圧接工は「土木工事標準歩掛」に移行します。

市場単価方式とは・・・

工事を構成する一部、または全部の工種について、歩掛を用いず、材料費、労務費、及び直接経費（機械経費等）を含む施工単位当たりの市場での取引価格を把握し、これを直接、積算に用いる方法

市場単価の廃止【3工種】

- ①鉄筋工 ②ガス圧接工 ③軟弱地盤処理工



鉄筋工



ガス圧接工



軟弱地盤処理工

4.(2) 鋼橋製作工

○鋼橋製作工の歩掛について、製作現場の実態を踏まえ改定

● 材料費(溶接材料費及び副資材費)

副資材費(円/t)

	現行	改定
副資材費は、工場製作にかかる溶接材料及び消耗材料で、加工鋼重当たり溶接材料込みの単価	18,200	19,700

● 鋼橋製作費(本体製作工数)

トラス 仮組立て工数(人/個)

種別	現行	改定
c	0.79	0.93

● 輸送費

		輸送回帰式 X: 輸送距離(km) Y: 輸送単価(円/t)
鈹桁(鋼床版 鈹桁のみ)	現行	$Y = 33.11X + 14,686$
	改定	$Y = 51.35X + 10,138$



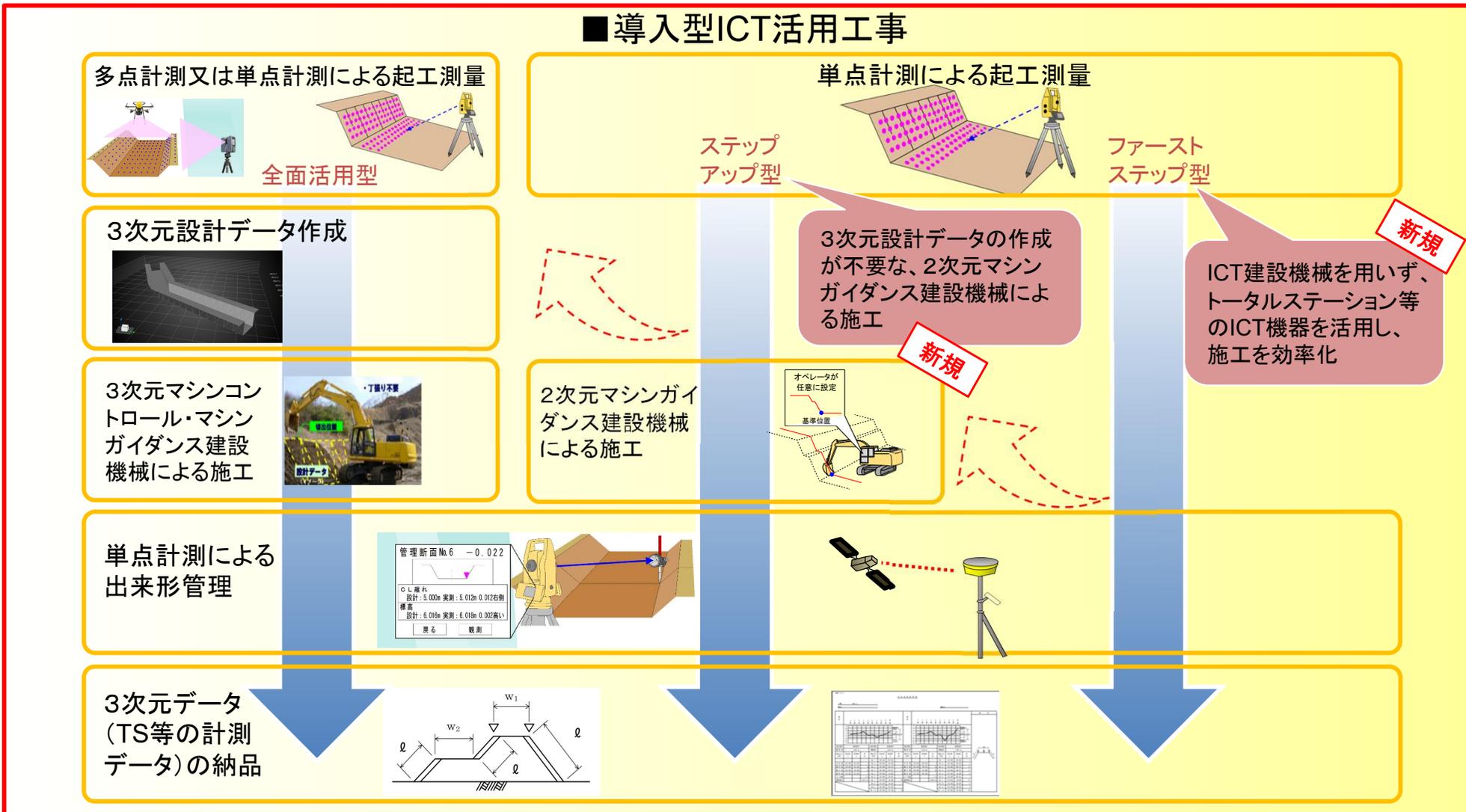
トラス仮組立状況



鋼床板鈹桁輸送状況

4.(3) 新たな枠組み「導入型ICT活用工事」による普及促進

- ICT施工未経験企業や地方自治体工事を主に受注している企業へのICT技術の導入を促すため、小規模工事を対象に、これまでのハードルが高かった3次元建設機械による施工に、2次元建設機械による施工など簡易なICT技術活用を加えた要領を新たに整備する。
- 工事内容に応じオーバースペックにならず、最適な技術を選択することで、小規模工事における更なる現場の省人化を図る。ICT技術の利便性に触れていただくことでステップアップにつながることも期待。



4.(4) 新技術関係積算基準類の整備

- 令和6年度より**有用な新技術の現場実装**を目的に、受注者及び発注者の工事費積算の手間が省けるよう、**推奨技術及び準推奨技術の基準類（積算基準等）を整備**。
- 令和7年度は、新たに**10技術**の基準類を整備。（過年度に整備し、適用継続する技術は**5技術**）
- 今後、活用実績等を考慮して追加の予定。
- 整備した基準類は、NETIS（<https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS>）にて公表予定。

整備年度	登録番号	技術名称
R7	KT-230174-VE	建設用3Dプリンティング
R7	QS-180038-VE	パワーブレンダー工法（横行施工）
R7	SK-200003-A	トモロボ
R7	TH-160010-VE	吸水性泥土改質材「ワトル」
R7	SK-180020-VE	法面設置点検用階段・非常階段
R7	KT-200133-VE	砕石メッシュかご「かご楽」
R7	CG-130006-VE	ハレーサルト張り出し歩道
R7	QS-170005-VE	クマンツメ
R7	KT-160124-VE	ロードライン マーキュリー ドライサポート工法
R7	HK-140002-VE	橋梁用埋設型排水柵

整備年度	登録番号	技術名称
R6	CB-180013-VE	ウォータージェットはつり処理工法（ジェットマスター JMK-2100）
R6	HK-200001-VE	高機能床版排水パイプ設置工
R6	KT-210028-VE	油圧ハンマの騒音防止装置を使用した鋼管杭の打止め工法
R6	HR-220004-A	消雪パイプ温水高圧洗浄「リバーサルクリーニング」
R6	CB-160026-VE	SAVEコンポーザーHA

■ 適用時期 令和8年4月1日以降に入札契約手続きを開始する工事に適用。

4.(7) 令和8年度 建設機械等損料算定表の改定

建設機械等損料算定表 令和8年度版改定案 機械分類別平均変動率表

機械分類名	比較年度	基礎価格	標準使用年数	年間標準運転時間	年間標準運転日数	年間標準供用日数	維持修理費率		年間管理費率	残存率	運転1時間当たり換算値損料<注>(13)欄	供用1日当たり換算値損料(15)欄
							定期整備	現場修理				
01 ブルドーザ及びスクレーパ	R06	1.11	1.00	1.01	1.03	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	1.10	1.09
02 掘削及び積込機	R06	1.05	1.01	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.06	1.04
03 運搬機械	R06	1.18	0.99	1.00	1.07	1.05	0.98	1.00	1.00	1.00	1.15	1.13
04 クレーンその他の荷役機械	R06	1.23	1.00	1.00	1.02	1.02	1.02	1.00	1.00	1.00	1.19	1.21
05 基礎工事用機械	R06	1.10	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.11	1.09
06 せん孔機械及びトンネル工事用機械	R06	1.10	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	1.11	1.10
07 モータグレーダ及び路盤用機械	R06	1.13	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.16	1.13
08 締固め機械	R06	1.19	1.01	0.98	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	1.19	1.18
09 コンクリート機械	R06	1.29	1.01	1.00	1.00	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.28	1.27
10 舗装機械	R06	1.14	1.00	0.98	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.00	1.14	1.13
11 道路維持用機械	R06	1.14	1.00	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.15	1.14
12 空気圧縮機及び送風機(原動機を含む)	R06	1.20	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.20	1.19
13 建設用ポンプ(原動機を含む)	R06	1.26	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.26	1.26
15 電気機器	R06	1.06	1.00	-	1.00	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	1.19	1.04
16 ウインチ類	R06	1.20	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.13	1.20
17 試験測定機器	R06	1.07	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.17	1.07
18 鋼橋・PC橋架設用仮設備機器	R06	1.15	1.00	-	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	-	1.15
20 その他の機器	R06	1.14	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.16	1.14
機械分類名	比較年度	基礎価格	標準使用年数	年間標準運転時間	年間標準運転日数	年間標準供用日数	維持修理費率		年間管理費率	残存率	運転1時間当たり換算値損料(13)欄	
50 除雪用建設機械	R06	1.14	1.01	0.99	1.00	1.00	1.02	1.00	1.00	1.00	1.15	
全平均	R06	1.15	1.00	0.99	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.16	1.14

<注> 運転1時間当たり換算値損料(13)欄は、機械の種類によって「運転1日当たり換算値損料」として算出・掲載されているものもある。

※ 青字は、値が“1”未満であるもの。(青字で“1.00”と表示されている値は、端数処理(小数点以下3位で四捨五入)による。)

4.(8)1) 設計業務等標準歩掛

■ UAVレーザー測量

- 作業規定準則の作業工程に対応した歩掛を新たに制定・現行の歩掛改定を行う。

■ 現行

標準作業量	作業工程	直接人件費				
		測量主任技士	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
1 業務	作業計画	1.3	1.2	0.6		
	調整点・検証点の設置		4.7	2.5	2.7	
0, 1km ²	UAVレーザー測量		3.1	2.0	2.9	
	点群編集		11.8	10.3	10.4	
	三次元点群データファイルの作成		1.8	3.3		
	数値地形図データファイルの作成		3.7	5.9		

■ 改定

標準作業量	作業工程	直接人件費				
		測量主任技士	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
1 業務	作業計画	0.9	0.8	0.5		
0, 1km ²	現地踏査		1.9	1.7		
	計測計画の作成	0.5	1.4	0.6		
	固定局の設置		1.3	0.9		
	調整点の設置		2.7	2.5	3.2	
	計測		3.6	3.4	4.1	
	オリジナルデータの作成		5.3	5.9	4.9	
	その他の成果データの作成		9.4	10.9	7.8	
	成果等の整理		4.6	5.6		

4.(8)1) 設計業務等標準歩掛

■地すべり調査

- 歩掛実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから、歩掛改定を行う。

■地下水位測定

●観測

細別	標準作業量	数量
主任地質調査員	1孔・1回	0.07
		0.1
地質調査員	1孔・1回	0.07
		0.1

●資料整理

細別	標準作業量	数量
地質調査技師	1孔・1回	0.1
主任地質調査員		0.2
		0.2
地質調査員		0.1

■移動変形調査

■パイプ式歪計による調査

●観測

細別	標準作業量	数量
主任地質調査員	1孔・1回	0.06
		0.1
地質調査員	1孔・1回	0.06
		0.1

●資料整理

細別	標準作業量	数量
地質調査技師	1孔・1ヶ月	0.1
	1孔・1回	
主任地質調査員	1孔・1ヶ月	0.2
	1孔・1回	0.3
地質調査員	1孔・1ヶ月	0.3
	1孔・1回	0.2

4.(8)1) 設計業務等標準歩掛

■地すべり調査

- 歩掛実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから、歩掛改定を行う。

■移動変形調査

■挿入式孔内傾斜計

●観測

細別	標準作業量	数量
主任地質調査員	1孔・1回	0.1
		0.2
地質調査員		0.2
		0.3

●資料整理

細別	標準作業量	数量
地質調査技師	1孔・1ヶ月	0.2
	1孔・1回	0.1
主任地質調査員	1孔・1ヶ月	0.5
	1孔・1回	0.4
地質調査員	1孔・1ヶ月	0.5
	1孔・1回	0.5

4.(8)1) 設計業務等標準歩掛

■道路予備設計 (A)

- 歩掛実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから、歩掛改定を行う。

区分	職種	直接人件費						
		主任技術者	技師長	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設計計画		1.5		1.0	1.0	1.5	1.0	
		0.8		1.4	1.4	1.0	0.6	
現地踏査				1.0	0.5	0.5		
				1.4	1.2	1.0		
路線選定				1.0	0.5	0.5	1.0	
				2.5	1.8	2.6	1.4	
設計図作成 ※現行を分割					1.8	2.8	3.0	4.1
関係機関との協議資料作成 ※現行を分割					0.9	1.1	0.8	0.9
概算工事費算出					1.0	1.5	1.0	1.5
					1.2	2.0	2.0	1.5
照査			1.0	1.0				
			1.1	1.6				
報告書作成				1.0	0.5	1.0	1.0	
				1.2	1.6	2.0	1.4	

4.(8)1) 設計業務等標準歩掛

■道路予備設計 (B)

- 歩掛実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから、歩掛改定を行う。

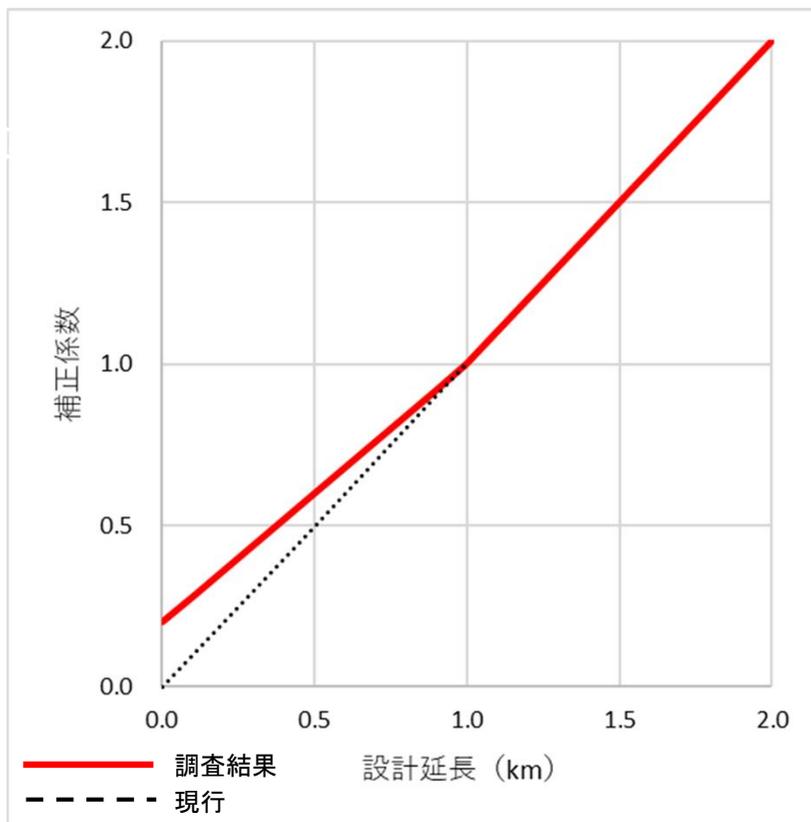
区分	職種	直接人件費					(1km当り)	
		主任技術者	技師長	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設計計画		1.5		1.0	1.0	1.0	0.5	
		0.8		1.0	1.4	0.7	0.4	
現地踏査				1.0	0.5	0.5		
				0.9	1.1	1.0	0.6	
縦断設計					1.0	0.5	0.5	
					1.3	0.9	1.7	
横断設計					1.0	0.5	0.5	1.5
					1.2	0.7	1.2	1.2
道路付帯構造物設計 ※現行を分割							2.3	
							2.1	
小構造物設計 ※現行を分割							0.5	1.0
							2.2	2.0
用排水設計								
					0.8	1.1	2.8	3.3
設計図作成 ※現行を分割								
					0.9	0.9	1.8	1.2
関係機関との協議資料作成 ※現行を分割						0.5	1.0	
						0.8	1.5	
用地幅杭計画						1.0	1.5	2.5
						0.8	2.3	2.2
概算工事費算出			1.0	1.0				
			1.1	1.6				
照査				1.0	1.5	1.5	1.0	
				1.1	1.9	1.4	2.2	
報告書作成								

4.(8)1) 設計業務等標準歩掛

■ 道路予備設計 (A) (B)

- 設計延長が1km未満の設計において、実態と乖離していたことから、補正係数の設定を行う。

■ 道路予備設計の補正係数 (新設)



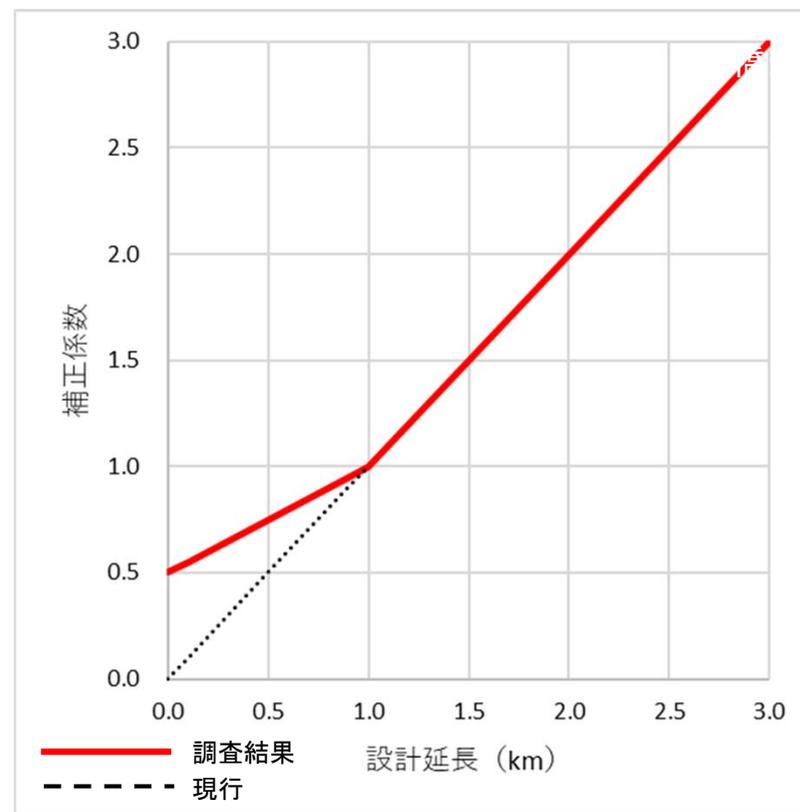
(設計延長1km 未満の補正係数算出式)

$$K = 0.8 \times L + 0.2$$

K : 直接人件費の補正係数

L : 設計延長 (km)

【参考】 道路詳細設計の補正係数 (現行)



(設計延長1km 未満の補正係数算出式)

$$K = 0.5 \times L + 0.5$$

K : 直接人件費の補正係数

L : 設計延長 (km)

直接人件費 合計

設計延長0.5kmの場合 ・ ・ 現行 : ¥1,199,200

→ 改定 : ¥1,439,040

4.(8)1) 設計業務等標準歩掛

■ 橋梁定期点検業務 (改定)

- 前回改定時に設定した歩掛に対し実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから、歩掛改定を行う

● 計画準備

(1業務当り)

作業工程		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
橋梁台帳等出力 100橋未満	現行歩掛						1.5	1.5
	改定歩掛						1.2	1.4
業務計画書作成 100橋未満	現行歩掛			1.5	1.5		6.0	5.0
	改定歩掛			1.9	2.4	3.1	6.0	7.6

● 現地踏査

(10橋あたり)

作業工程		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現地踏査(定期点検) 外業	現行歩掛			1.5		1.5	2.0	
	改定歩掛	0.5		1.4	1.3	2.8	2.8	1.3
現地踏査(定期点検) 内業	現行歩掛					2.0	1.5	1.5
	改定歩掛					4.9	5.2	5.3
現地踏査 (第三者被害予防措置) 外業	現行歩掛			1.5		1.5	1.0	
	改定歩掛	0.3		1.3	0.7	1.7	1.7	0.8
現地踏査 (第三者被害予防措置) 内業	現行歩掛					1.0	1.5	1.5
	改定歩掛					2.6	2.8	2.8

4.(8)1) 設計業務等標準歩掛

■ 橋梁定期点検業務 (改定)

● 前回改定時に設定した歩掛に対し実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから、歩掛改定を行う

● 関係機関との協議資料作成 (10機関当り)

作業工程		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
関係機関との協議資料作成 外業	現行歩掛					3.0	3.0	
	改定歩掛	0.1		0.4	0.3	1.0	0.7	0.3
関係機関との協議資料作成 内業	現行歩掛					4.0	2.5	1.5
	改定歩掛					0.9	0.9	0.9

● 状態の把握-特定の溝橋以外 (1日あたり)

作業工程		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
定期点検	現行歩掛					1.3	1.5	1.0
	改定歩掛					1.4	1.3	1.2

● 第三者被害予防措置-措置計画の作成及び非破壊検査 (1,000m2当り)

作業工程		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
措置計画作成 及び非破壊検査	現行歩掛					2.0	2.0	0.5
	改定歩掛			0.4		1.4	0.7	0.8

● 第三者被害予防措置-打音検査 (1日当り)

作業工程		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
打音検査	現行歩掛					1.0	1.5	1.0
	改定歩掛					0.9	1.0	0.8

4.(8)1) 設計業務等標準歩掛

■ 橋梁定期点検業務 (改定)

- 前回改定時に設定した歩掛に対し実態調査を実施したところ、実態と乖離していたことから、歩掛改定を行う

● 点検調書作成-状態の把握 (点検)、第三者被害予防措置

(1日当り)

作業工程		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
定期点検の 点検調書作成	現行歩掛					0.5	1.0	1.2
	改定歩掛					0.7	1.1	1.2
第三者被害予防措置の 点検調書作成	現行歩掛					1.0	1.0	0.5
	改定歩掛					0.6	0.6	0.5

● 報告書作成

(1日当り)

作業工程		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
報告書作成	現行歩掛			0.5	0.5	1.0	1.0	1.5
	改定歩掛			0.5	0.5	1.3	1.1	1.3

4.(8)1) 設計業務等標準歩掛

■ 道路トンネル定期点検業務 (新設)

- 道路トンネル定期点検の積算について、実態調査をもとに、新規歩掛として策定。

● 計画準備

(10トンネル当り)

作業工程		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
計画準備	歩掛(新設)			3.9		9.5	8.4	5.9
資料收集整理	歩掛(新設)					7.6	7.3	8.3
現地踏査	歩掛(新設)					6.7	7.8	7.2
関係機関協議	歩掛(新設)			2.1		4.3	3.5	3.5

● 状態の把握 (点検)

表1.1 体制

(1日当り)

項目		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
状態の把握(点検)	歩掛(新設)				0.6	2.0	2.0	2.4

表1.2 点検日数

(10,000m2当り)

項目		日数		初回	2回目以降
点検 ひび割れ 密度 (m/m ²)	$0 \leq C \leq 0.1$	日	歩掛(新設)	3.1	2.4
	$0.1 < C \leq 0.2$	日	歩掛(新設)	4.1	3.2
	$0.2 < C \leq 0.3$	日	歩掛(新設)	5.3	4.2
	$0.3 < C \leq 0.4$	日	歩掛(新設)	6.7	5.5
	$0.4 < C$	日	歩掛(新設)	8.7	7.3

計上歩掛(10,000m2当り) = 班編成 × 点検日数

4.(8)1) 設計業務等標準歩掛

■ 道路トンネル定期点検業務 (新設)

- 道路トンネル定期点検の積算について、実態調査をもとに、新規歩掛として策定。

● 健全性の診断

(10トンネル当り)

作業工程		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
健全性の診断	歩掛(新設)			7.3		20.2	17.4	

● 報告書等の作成

(10トンネル当り)

作業工程		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
報告書の作成	歩掛(新設)			5.3		14.2	17.3	18.8

(10,000m2当り)

作業工程		主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
定期点検記録様式の作成	歩掛(新設)					2.5	5.4	10.4

4.(8)2) 熱中症対策

- 工事において「猛暑対策サポートパッケージ」が策定されたところ、
- 建設コンサルタント業務等においても、取り入れ可能な対策については、導入できるよう検討を進める。
- 履行期間の設定にあたっては、猛暑期間を回避、猛暑期間における作業回避の協議の明記及び猛暑時間の作業回避等を考慮する運用について、通知を発出予定。
- また、猛暑対策に必要な経費等の確保にあたっては、来年度の積算基準において諸経費等へ積上計上する運用を開始予定。

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

(1-1) 猛暑期間を回避した工事発注

- ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
- ・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定

(1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

(1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

- ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

(1-4) 猛暑時間の施工回避

- ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

(1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2~1-4とセット)

- ・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

(1-6) 適切な設計図書を作成

(1-7) 労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

(2-1) i-Construction 2.0の推進

- ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

(2-2) 作業環境の改善

- ・個社毎の取組(定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等)
- ・技術開発の促進(SBIR制度による支援に向けた公募実施)【新規】
- ・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

(3-1) 熱中症対策に係る経費

- ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

(3-2) 直接工事費

- ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

(4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】

- ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

(4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】

(4-3) 好事例の横展開【新規】

4.(9) 維持・修繕工事の積算等における留意事項

- 維持・修繕工事では小規模で点在する作業や同一地区内で施工時期が異なる作業が発生する機会が多く、小規模な作業では積算額と実際に発生する費用の乖離が大きく、工事受注者の負担が増加する恐れがあり、また、緊急対応を含む維持工事においては、24時間365日連絡体制を確保することとなり、監理（主任）技術者を始め工事受注者への負担が大きいとの声が確認されておりました。
- これを踏まえ、維持修繕工事における積算等の改善方策として、受発注者アンケート及びヒアリングを踏まえ、「維持・修繕工事の適切な積算の実施等に向けた留意事項」をとりまとめました。

1. 1日未満の小規模作業に対する積算

- 監督職員は、作業場所等を考慮して日当たり標準作業量単位で作業量を指示するよう留意
- 施工パッケージ単価の作業の変更積算においては、「1日未満で完了する作業の積算」の適用を検討
- 応急処理等の1日未満の作業における実績精算では、拘束時間や支払い実態を踏まえた積算数量を採用
- 受注者は、当該作業の日報等を監督職員へ提出

2. 小規模・点在作業を伴う工事の諸経費

- 通年維持工事で機械の回送費や通規費等が著しく増加する場合には、間接費にて個別の積上げを検討
- 施工箇所が点在する工事を発注する際には、下記項目に留意して発注口ツトを決定
 - ①1箇所当りの工事規模(工事内容)
 - ②1工事の施工箇所(点在箇所)数
 - ③施工箇所間の距離
 - ④工事全体の規模、工期設定

3. 監理(主任)技術者の負担軽減

- 以下は監理(主任)技術者の現場立会(臨場)を必須とせず、事前・事後確認により作業時の臨場を省略可能
 - ①目的物の品質管理等が不要である作業
 - ②緊急であり迅速な対応が必須である作業
 - ③その他受発注者で協議し、立会不要と認める作業
- 工事受注者が緊急作業に対する発注者からの連絡体制を構築する上では、以下の運用も可能
 - ①緊急連絡先の電話番号を固定し、監理技術者を含めた受注者の職員が輪番で担当
 - ②現場代理人と監理(主任)技術者が兼務の場合等は、本社(本店)の社員を連絡受報者に登録

4. 連絡体制確保に対する経費の取扱い

- 緊急作業のために待機等が必要になる場合は、監督職員は受注者に対して明確に指示を発出することを前提とし、待機開始時点から後片付けまでの時間を対象に実績で精算
- 最終的に作業(出勤)しなかった場合でも、待機指示を出した場合には、同様に実績で精算
- 受注者に対して連絡体制の確保(自宅待機)を指示した際、連絡体制の第一受報者を拘束したと判断される場合には、費用の計上を検討

土木工事・業務の積算基準 改定スケジュール

○ 入札書提出締切日が4/1以降の案件から適用

※ただし、入札書提出締切日が3/1～3/31の間の案件は、旧基準のまま予定価格を算定し、契約後に変更可。

新基準の適用パターン

パターン	令和7年度	3月1日	4月1日	令和8年度	適用
従来	● 公告			● 入札 ● 契約	
ケース1	● 公告			● 入札 ● 契約	・新基準を適用する
今回	● 公告		● 入札	● 契約	<ul style="list-style-type: none"> ・旧基準に基づき予定価格を作成。 ・契約後に改定内容に基づき変更可。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (入札公告等へ記載) ○入札日：令和8年3月○日（予定） ○本工事（業務等）で、受発注者は、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更する協議を請求することができる。 ・変更後の請負代金額 = 新基準に基づく予定価格 × 当初契約時の落札率 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 旧基準に基づき予定価格を作成 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 受発注者からの請求に基づき新基準に基づき予定価格を作成し、契約変更可 </div>	
ケース3	● 公告		● 入札 ● 契約		・新基準を適用しない

※ 「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について」及び「設計業務等標準歩掛等の一部改定について」に該当する内容について適用する。
 （電気通信、機械設備関連工事・業務も同様に適用）